

中村学園大学(含む短期大学部)外国人留学生奨励金に関する細則

平成 11 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、中村学園国際交流基金規程第 4 条第 2 号に基づき、外国人留学生に対して支給する奨励金(以下「留学生奨励金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 留学生奨励金の支給を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のすべてに該当する者のうちから選考する。

- (1) 本学に在籍する私費外国人留学生であり、同時に外国政府から派遣された留学生でない者
- (2) 学業成績・人物ともに優秀であり、健康にして勉学の意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難であると認められる者
- (3) 2 年次以上については、前年度の成績(GPA)が 3.0 以上であること。

(支給金額、期間及び人員)

第 3 条 支給金額は、1 年次は月額 10,000 円、2 年次以上は月額 30,000 円とする。

- 2 支給期間は、奨学生として決定した年度の 4 月から翌年 3 月までとする。ただし、次年度以降も出願できる。
- 3 支給人員は、1 年次は全員、2 年次以上については、前年度の成績(GPA)が 3.0 以上の者全員とする。

(募集及び出願手続)

第 4 条 奨学生の募集は、毎年 4 月に行う。

- 2 奨学生を希望する者は、所定の願書に必要書類を添えて学生部に提出しなければならない。

(選考及び決定)

第 5 条 奨学生の選考は、次の方法による。

- (1) 国際交流委員長は、国際交流委員会に諮り、採用候補者を学長に推薦する。
- (2) 削除
- (3) 学長は、国際交流委員長の推薦に基づき、採用候補者を理事長に申請する。
- 2 学長から提出された申請書により、中村学園国際交流基金運営委員会にて審議し、理事長が決定する。
- 3 前項により奨学生として決定された者は、すみやかに誓約書を学生部に提出しなければならない。

(他の奨学金との併願)

第6条 留学生奨励金は、他の奨学金と重複して出願することができる。ただし、併用して受給することはできない。

(支給)

第7条 留学生奨励金は、本学が指定する銀行口座に振り込むことによって支給する。

2 留学生奨励金は、4ヶ月分をまとめて年3回(7月、10月、1月)支給する。

(異動届)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに学生部に届け出なければならない。

(1) 休学又は退学

(2) 本人の身分、氏名、住所その他重要事項の変更

(停止)

第9条 奨学生が休学した場合は、その休学期間について、留学生奨励金の支給を停止する。

(廃止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学生の決定を取消し、留学生奨励金の支給を廃止する。

(1) 退学又は除籍となった場合

(2) 留学生奨励金を必要としなくなった場合

(3) 願書及び提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) その他奨学生として不相当と認められた場合

(報告書の提出)

第11条 奨学生は、留学生奨励金の支給終了後、報告書を学長をとおし理事長に提出しなければならない。

(返還義務)

第12条 留学生奨励金は、返還の義務を要しない。ただし、第10条により留学生奨励金の支給を廃止された場合は、既に支給した留学生奨励金の返還を命ずることがある。

(所管部署)

第13条 留学生奨励金の支給に関する事務は、学生部が担当する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。